

## 記入例

# アサヒカードローン契約書

記入方法はご記入前に  
店舗窓口へお問い合わせください。

朝日新聞信用組合 御中

印紙  
200円

200円の収入印紙を  
添付してください（普  
通預金口座からの引き  
落としでも承ります）

社名 株式会社\*\*\*\*

通帳の裏表紙に印字されてい  
る「お客様番号」です（ご不  
明な場合は店舗窓口までお問  
い合わせください）

所属 \*\*\*\*

（信組記入欄）

お客様番号 0123456

契約日 令和 年 月 日

フリガナ アサヒ タロウ  
氏名 朝日 太郎

理 事	本 部	店 長	係 員

印

申込書へ押印した印鑑を押印してください

私はアサヒカードローン取引をするについて次の各条項を確約いたします。

### 第1条（取引方法）

- カードローンによる取引は当座貸越取引とします。
- この取引はローンカードおよびカードローン申込票を利用する当座貸越取引とし、小切手・手形の振出し、あるいは引受けを行わないものとします。
- この取引は朝日新聞信用組合（以下「貴組合」といいます。）の本支店・出張所のいずれか1カ店にカードローン口座を開設することにより行うものとします。
- ローンカードおよび貴組合利用規定（以下「カード利用規定」といいます。）に従うものとします。自動支払機類の取扱いは、別に貴組合が定めるローンカードに従うものとします。また、ローンカードの交付を貴組合からなお、カード利用規定が変更された場合にはその規定に従うことを了承します。

### 第2条（貸越極度額）

この取引の貸越極度額は（ 50 万円）とします。

### 第3条（貸越利率）

- この取引による貸越金の利息は、貴組合所定の利率及び計算方法により計算のうえ翌月給料から差引かれることに同意します。
- 第1項の所定の利率は金融情勢等により年2回（1月、7月）、利率を更改することに異議を述べません。  
なお、変更する場合には、あらかじめその内容および変更日を貴組合本支店出張所に掲示するかまたは私あて通知してください。
- この契約による債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年14%の割合（年365日の日割計算）による損害金を支払います。

### 第4条（契約期限）

- 毎年3月31日を契約期限とします。ただし、期限までに私または貴組合から解約の意思表示がないときは、さらに1カ年の契約を継続するものとし、以降も同様とします。
- 前項の期限にかかるわらず、私が会社を退職または定年に達した場合は、私の退職金および当月給与よりただちに貸越元利金を全額返済し、返済日の翌日をもってこの契約は解約されるものとします。

### 第5条（貸越方法）

本貸越申込票を提出する際は、お借り入れをされた際の毎月の返済額を5,000円以上でご記入ください（申込金額により返済額が異なりますので、申込受付店よりご案内いたします）

または、暗証番号など届出事項の記入を満たしたカードローン申込票を提出します。

範囲で繰返し利用できるものとします。

### 第6条（利息・利回り）

利息・利回りは、前項の利率・計算方法により算出のうえ、利息金額を貸越残高に組みます。

### 第7条（元利金返済）

- 定期返済（ 5 千円）、元利金として、給料引きまたは普通預金口座からの振替により返済を行うものとします。  
また、返済金額変更については、別途変更届を申請し貴組合が認めた場合は変更することを可能とします。

#### 2. 臨時返済

- 前項による定期返済のほか、普通（総合）預金口座からの振替または、預金機によりカードローン口座へ直接入金することにより貸越の返済ができるものとします。
- 月初から給料日までの間に前項の返済が行われた場合は当月分給料から返済金相当額を給料引きされることに同意いたします。
  - 完済時に元利合計が約定返済額を超える場合には、その金額を給料より引去り返済を行うものとします。

な面  
な面  
た印  
刷  
場  
合  
で  
き  
割  
す  
印  
2  
枚  
に  
く  
だ  
さ  
い

両面印刷できず二枚になった場合は割印してください。

## 第8条(担保)

- この契約による債務の担保は私の受取るべき給与、賞与および退職金といたします。
- 貴組合が債権保全のため必要と認められたときは請求によって、直ちに前項の担保の他に、貴組合の承認する担保を差入れいたします。
- 担保は、かならずしも法定の手続きによらず、一般に適當と認められる方法、時期、価格等によって貴組合において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の弁済に充当されても異議なく、なお残債務がある場合には直ちに弁済いたします。
- 第7条の債務を履行しなかった場合には、貴組合の占有している私の動産、有価証券は、貴組合において処分することができるものとし、この場合すべて前項に準じて取扱われることに同意いたします。

## 第9条(期限の利益の喪失)

- 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、貴組合の通知催告等がなくても、この契約による一切の債務について、当然に期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
  - 破産又は民事再生の申立があったとき。
  - 預金その他貴組合に対する債権又は給与、賞与若しくは退職金について仮差押又は、差押の命令の通知が発送されたとき。
  - 会社を退職したとき。
  - 貴組合を脱退したとき。
  - 住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって貴組合に私の所在が不明になったとき。
- 次の各場合には、貴組合請求にとって、この契約による一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
  - 貴組合に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
  - この契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由の生じたとき。
  - 反社会的勢力、または反社会的勢力に関与する者であると貴組合が判断したとき
  - 貴組合との取引に関して、暴力的、脅迫的な言動を行ったとき、風説を流布したとき、貴組合の信用を毀損する行為を行ったとき、貴組合の営業を妨害したとき、その他貴組合が不適当と認めたとき

## 第10条(差引計算)

- 期限の到来、又は前条によってこの契約による債務を返済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権と、期限のいかんにかかわらず、いつでも貴組合は相殺することができます。
- 前項の相殺ができる場合には、貴組合は事前の通知および所定の手続を省略し、私に代わり預金その他債権の戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。
- 前二項によって差引計算をする場合、債権、債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日とし、利率は貴組合の定めによります。

## 第11条(充当の指定)

返済または第10条による差引計算の場合、私の債務を削減させるに足りないときは、貴組合が適當と認める方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

## 第12条(危険負担・免責条項等)

- 私が貴組合に差入れた文書類が、事変・災害その他やむをえない事情によって紛失・滅失・損傷した場合には、貴組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。
- ① 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引したときは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのためには生じた損害については私の負担とし、貴組合に何ら請求をしません。  
② 窓口においてローンカードおよび暗証番号を確認のうえ、また諸届その他の書類の印影を私の届けた印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引をした場合にも、前号と同様とします。

## 第13条(届出事項の変更)

- 印章・名義・その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって届出をいたします。
- 前項の届出を怠ったために貴組合からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかつた場合には、通常到達すべきときに到着したものとされても異議はありません。

## 第14条(合意管轄)

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴組合本店、支店、又は出張所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

以上

### (契約内容の説明と締結時の書面の交付)

契約時における説明を受け、契約の内容を確認できるように契約書等契約内容を記載して書面(写し)の交付を受けました。

令和〇年〇月〇日

(氏名)

朝日 太郎

(印)

記入・押印(申込書へ押印した印鑑)してください

な画面  
に  
は  
印  
2枚  
に  
割  
印  
し  
て  
くだ  
さい。

両面印刷できず二枚になつた場合は割印してください。

# 個人情報の取り扱いに関する同意書（契約用）

朝日新聞信用組合 御中

## 第1条 個人情報の利用目的

契約者は、当組合が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、契約者の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

### 【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- 法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

### 【利用目的】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益漏弧防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引削除後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

## 第2条 個人信用情報機関への登録等

1. 契約者（申込者及び保証人予定者を含む。以下同じ。）は、当組合が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断（返済能力または債務先の調査をいう。ただし、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」第47条等による返済能力に関する情報ならびに株日本信用情報機構の情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または債務先の調査をいう。ただし、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」第47条等により、返済能力に関する情報についても返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

### ①全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡（不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

### ②株日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先電話番号、連絡免許証等の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定期日、残高金額、完済日、延滞、延滞削除等）	契約期間中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約期間中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6ヶ月以内

3. 契約者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当組合ではできません）。

### ①組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html> TEL 03-3214-5020

株日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp/> TEL 0570-055-955

### ②上記機関と提携する個人信用情報機関

㈱シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp> TEL 0120-810-414

上記、個人情報の取り扱いの明示を受け、これに同意しました。

記入・押印してください

令和 年 月 日

住所

氏名

印